

愛知県立一宮興道高等学校同窓会会則

- 第1条 本会を愛知県立一宮興道高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局を愛知県立一宮興道高等学校内に置く。
- 第3条 会員多数の在住の地には特に支部を設けることができる。
- 第4条 本会は会員相互の親睦を図り、知識を交換し、母校との連絡を密にして、その発展に寄与するのを以て目的とする。
- 第5条 本会の会員は下記の二種とする。
特別会員 母校現旧職員
正会員 母校卒業生、およびこれに準ずる者
- 第6条 本会に下記の役員を置く。
会 長 1名。本会を統理し本会を代表する。
副 会 長 若干名。会長を補佐する。
書 記 1名。議事を記録する。
会 計 1名。
監 査 2名。会計を監査する。
理 事 各学年より2名選出。会長・副会長を補佐する。
幹 事 各回クラスより1名選出。理事が兼ねることができる。
顧 問 会長が委嘱する
名誉会長 現校長を推戴する
役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。なお、会の運営に支障を来す場合は任期中に解任できる。
- 第7条 本会の正会員は入会と同時に終身会費 5,000 円を納めるものとする。
- 第8条 本会は、会費および寄付金ならびにその他の収入を以て事業の経費とし、これの管理は母校に委託する。
- 第9条 本会は下記の事業を行う。
1 年に1度総会を開く。
2 会報の発行。
3 表彰。
4 その他本会の目的を達するに必要な事業。
- 第10条 本会の事業および収支決算は総会の際に報告するものとする。
- 第11条 役員会は必要ある場合、会長が招集する。役員会は、会長、副会長、書記、会計、監査、顧問、理事を以て組織する。
- 第12条 総会および役員会の決議は、その出席者の多数決により決定する。
- 第13条 本会則の変更は総会の決議を経なければならない。
- 附則 この会則は、平成 27 年 8 月 8 日から施行する。